

環境配慮契約法及び基本方針の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：

**国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の
排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、同年11月22日施行）**

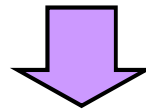
環境配慮契約法の概要①

ねらい

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- 一定の競争性を確保しつつ、
- 価格に加えて環境性能を含めて評価して、
- 最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする

仕組みを制度的につくる



- 国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
- 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

環境配慮契約法の概要②

国及び独立行政法人等：義務

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➔ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➔ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 省エネ改修（ESCO）に係る契約
- ◇ 庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

(取組が不十分)
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

国：各府省庁（地方支分部局を含む）、
国会、各裁判所等

独立行政法人等（法第2条第3項）：

◇独立行政法人、特殊法人

▶独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

◇国立大学法人、大学共同利用機関法人、
日本司法支援センター

▶それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

環境配慮契約法の概要③

地方公共団体等：努力義務

- 責務**
(法第4条)
- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ▶ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
 - 環境配慮契約の推進（供給面）
 - ▶ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
 - ▶ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ▶ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む**契約の種類**のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築等）
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体及び地方独立行政法人**

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	・ 製品・サービスの環境性能 を規律	契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など 推奨する入札・契約方式等を規定
趣旨	一定水準の環境性能 を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的に評価して 最善の環境性能 を有する物品・サービスの調達
対象品目・契約	紙類、文具類、画像機器等、電子計算機等、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など 21分野270品目	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の 6つ の契約類型
対象機関	・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・地方公共団体等は各々で基本方針を作成	同左
内容など	・環境物品等の判断の基準等を閣議決定 ・対象機関が調達方針を作成し、環境物品等を調達 ・対象機関が調達実績を公表	・契約類型の基本的事項等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約を実施 ・対象機関が契約実績を公表

基本方針の概要① 【平成26年2月4日閣議決定】

①電気の供給を受ける契約

- 入札に参加しようとする電力事業者について、電力のCO₂排出係数、環境負荷の低減に関する取組（再生可能エネの導入、未利用エネの活用）の状況等を評価し、入札参加資格を付与する方式を採用。
【裾切り方式（入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札）】

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

- 入札価格に加えて環境性能（燃費）を考慮して総合的に評価する契約方式を採用。【総合評価落札方式】

③船舶の調達に係る契約

- 設計業務を発注する場合は温室効果ガス等の排出の削減に配慮した技術の評価項目に含める契約方式を採用。【プロポーザル方式】
- 小型船舶の調達に当たっては推進機関の燃料消費率等を要件に含める契約方式を採用。【裾切り方式】

基本方針の概要② 【平成26年2月4日閣議決定】

④ ESCO事業に係る契約

- 法律により国庫債務負担行為が延長されたことに伴い、適切なESCO事業の進め方を整理するとともに、主要設備等の更新、改修計画の検討に当たり、総合的な観点からESCO事業に係る導入可能性の判断を実施。【プロポーザル方式又は総合評価落札方式】

⑤ 建築物の設計に係る契約

- 建築物の環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階において、設計者の能力を評価する際に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した技術の評価項目に含める契約方式を採用。【プロポーザル方式】

⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約

- 入札に参加しようとする産業廃棄物処理業者について、温室効果ガス等の排出削減の取組、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力等を評価し、入札参加資格を付与する方式を採用。【裾切り方式】

電力の裾切り方式に使用する評価項目

裾切り方式

前年度の下記の要素について実績を点数制で評価し、**70点以上**の電気事業者に入札参加資格を付与

① 二酸化炭素排出係数（70点程度）

② 未利用エネルギーの活用状況（15点程度）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（15点程度）

+

④ グリーン電力証書の譲渡予定量（10点程度）

⑤ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

電力の裾切り方式の配点例

要素	区分例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上 0.575未満	25
	0.575以上	20
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50%以上	15
	0.75%以上 1.50%未満	10
	0%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

評価点 (70点以上を裾切り基準とした場合)

① 30点 + ② 15点 + ③ 15点 + ④ 10点 = **70点**

裾切り基準
クリア

環境配慮契約によるCO₂削減効果（電力の例）

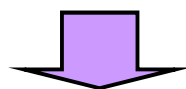
国及び独立行政法人等が実施した電気の供給を受ける契約において環境配慮契約を実施した場合と実施しなかった場合の平均の二酸化炭素排出係数から試算（平成26年度）

環境配慮契約を実施した場合と実施しなかった場合の平均排出係数（平成26年度）

供給区域	北海道電力 供給区域	東北電力 供給区域	東京電力 供給区域	中部電力 供給区域	北陸電力 供給区域	関西電力 供給区域	中国電力 供給区域	四国電力 供給区域	九州電力 供給区域
環境配慮契約 を実施	0.639	0.552	0.469	0.486	0.620	0.493	0.633	0.625	0.533
環境配慮契約 を未実施	0.688	0.569	0.494	0.493	0.639	0.518	0.707	0.685	0.588

単位：kg-CO₂/kWh

沖縄電力を除くすべての一般電気事業者供給区域において環境配慮契約を実施した場合の平均排出係数が実施しなかった場合に比べ低い（より排出係数の低い電気事業者と契約を締結）



環境配慮契約の実施により約13万トンのCO₂の削減効果